平成２４年（フ）第２８１号
青森県むつ市柳町３丁目５番４号
破産者　小林　皓江
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３００号
岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第６地割166番地１　サンハイツ宮田Ａ－４号
破産者　久慈めぐみ
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２１２０号
横浜市保土ケ谷区岩井町１番地９　502
破産者　加藤　和雄
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０７号
新潟県新発田市大栄町１丁目３番13号、住民票上の住所新潟県新発田市住吉町２丁目７番３号
破産者　石山　貞克
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１３７号
新潟県新発田市月岡温泉525番地２
破産者　山崎　久雄
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第８号
富山県魚津市真成寺町４番７号
破産者　よろこびやこと　喜中あや子
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２４年（フ）第９号
富山県魚津市真成寺町４番７号
破産者　よろこびやこと　喜中　邦彦
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２４年（フ）第２３１号
静岡県浜松市北区新都田５丁目11番25号　東棟、前住所静岡県浜松市北区細江町中川5437番地の５
破産者　宮野　大輔
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４８９号
静岡県浜松市浜北区中瀬2708番地の４　ウィンディホクエン108
破産者　長谷　忠昭
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４９７号
静岡県浜松市南区三和町132番地　ファミール三和202号、前住所静岡県浜松市中区葵西２丁目17番15―204号　ライオンズマンション浜松葵町
破産者　栗田　裕司
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５２４号
静岡県浜松市東区植松町55番地の５
破産者　長田　光雅
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
三重県名張市南百合が丘175番地
破産者　田中　　博
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第５５８号
滋賀県高島市新旭町藁園2708番地１
破産者　澤辺　勇治
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６９号
大津市美空町２番11―203号、開始決定時の住所滋賀県高島市勝野1266番地
破産者　喜多品老舗こと　北村　眞一
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３８号
京都市南区吉祥院東砂ノ町39番地　トヨダビル201号、申立時の住所京都市下京区西新屋敷太夫町98番地２　ロマネスク京都丹波口605
破産者　川浪　英男
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４００号
奈良県大和郡山市千日町１番地15
破産者　本多　至宏
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４１９号
奈良県大和郡山市千日町33番地18
破産者　本間　俊行
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１１１号
岡山県倉敷市玉島乙島183番地５　岡本克二方、開始決定時の住所岡山県倉敷市玉島中央町３丁目12番６号
破産者　福武　征治
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２２７号
岡山県総社市総社３丁目４番15―７号
破産者　坪田　　清
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係